

# 兵庫医療大学における障がい学生支援に関するガイドライン

## 1. 目的

このガイドラインは、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、兵庫医療大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生への支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

このガイドラインにおいて、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であり、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

## 3. 基本方針

(注1)

- (1) 障がいのある学生の自立につながる修学支援に関わる合理的な配慮を行う。
- (2) 障がいのある学生への支援は、障がいのある学生だけのための活動ではなく、すべての学生にとって教育的な価値がある活動と位置付ける。
- (3) 障がいのある学生への修学上必要な支援は、できるだけ障がいのない学生との共通の場で学修ができるよう配慮し、成績評価においては、ダブルスタンダードは設けない。

## 4. 支援の申し出

- (1) 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人及びその保護者から申し出ることができる。
- (2) 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

## 5. 支援体制の整備

- (1) 支援は、障がいのある学生が志望又は所属する学部、研究科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。
- (2) 所属学部等は、共通教育センター、保健管理センター(保健室・学生相談室)、キャリアデザインセンター及び関係部署などと相互に積極的に連携及び協力するものとする。
- (3) 支援を円滑かつ適切に行うため、担当副学長のもとに障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を設置し、支援に関する全学的な調整を行うものとする。
- (4) 各学部、共通教育センターは、委員会委員として、学部、センター等において支援の要となる教員（以下「障がい学生支援委員」という。）を選出する。
- (5) 障がい学生支援委員は、次のことを行うものとする。
  - ① 学部等の長、学生委員、教育委員及び担任教員とともに学部内での支援についての検討
  - ② 関係部署間の連絡及び調整
  - ③ 学生・教職員間の連絡及び調整

## 6. 相談体制の整備

障がいのある学生及びその保護者からの相談に的確に応じるための相談窓口は、次のとおりとする。

- ① 学部学生委員
- ② 神戸キャンパス事務部学生支援課
- ③ 保健管理センター(保健室・学生相談室)
- ④ 入試センター
- ⑤ キャリアデザインセンター

#### 7. 研修・啓発

障がいのある学生に適切に対応し、また、障がいのある学生及びその保護者からの相談に的確に対応するため、すべての学生及び教職員に対して、研修・啓発を通じて、障がいに関する理解の促進を図るものとする。

#### 8. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、障がい学生支援委員会で協議し、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

##### (注1)「合理的配慮」

障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(国連「障害者の権利に関する条約」第2条定義(抜粋)：平成18年12月国連総会にて採択、平成19年9月日本署名(賛同)、平成20年5月発効)

#### 附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。